

用語の解説

1. 基本統計用語等

(1) 農家等分類関係 (1990年世界農林業センサス以降の定義)

用語	定義
農家	経営耕地面積が10 a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30 a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30 a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10 a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 a以上所有している世帯

(2) 農業経営体分類関係 (2005年農林業センサス以降の定義)

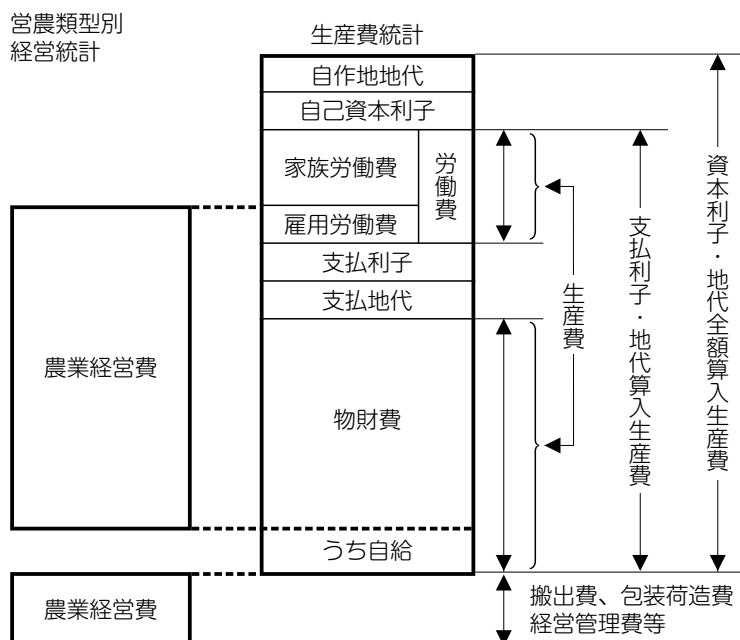
用語	定義
農業経営体	農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1) 経営耕地面積が30 a以上、(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15 a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、(3) 農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者（1990～2000年センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者に相当する）
農業経営体のうち 家族経営体	農業経営体のうち個人経営体（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）
個人経営体	農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者であり、1戸1法人を除く
法人経営体	農業経営体のうち法人化して事業を行う者であり、1戸1法人を含む

(3) 農家経済関係

用語	定義
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額）－農業経営費（農業経営に要した一切の経費）
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入（農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入）－農業生産関連事業支出（同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出）

農外所得	農外収入（農業経営関与者の自営兼業収入、給料・俸給）－農外支出（農業経営関与者の自営兼業支出、通勤定期代等）
生産費	農産物を生産するために消費した費用合計（物財費と労働費）から副産物価額を控除したもの
物財費	農産物を生産するために消費した流動財費（種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等）と固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器の償却資産）の減価償却費の合計
支払地代	実際に支払った小作料に調査対象作物の負担率を乗じて、その当該作物が負担する地代を算出したもの
支払利子	支払った利子をその元金の用途により仕訳し、調査対象作物の負担率を乗じて、その当該作物が負担する借入資本利子を算出したもの
家族労働費	家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業及び運輸業・郵便業に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて評価したもの
雇用労働費	農産物を生産するために雇い入れた年雇、季節雇、日雇等の雇用労働に支払った賃金。賄いや現物支給の場合は時価で評価している。また、賃金とは別の謝礼金も含む
自己資本利子	総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したもの
自作地地代	その地方の類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したもの

農業経営費と生産費の関係



注：「生産費」、「支払利子・地代算入生産費」及び「資本利子・地代全額算入生産費」については、実際にはこれから副産物価額を差し引いたものをいいます。

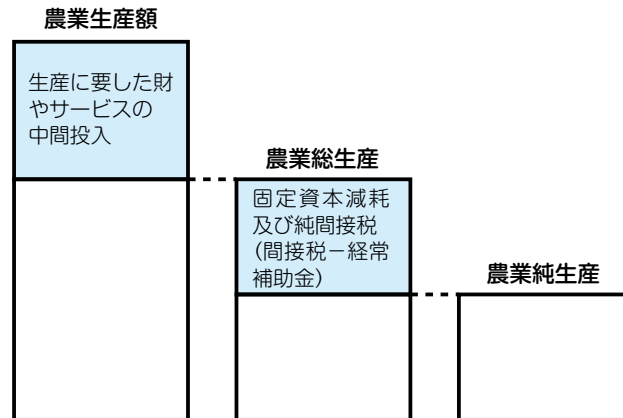
農業・食料関連産業の経済計算

農業生産額：農業生産活動の結果得られた生産物を生産者価格(販売金額からその出荷・販売に要した経費を控除した価格)で評価した額及び農業サービス(稲作共同育苗、青果物共同選果等)の売上高等の合計である。
 なお、推計対象は、農業サービス及び中間生産物(種苗、飼料作物等)を含み、加工農産物を含まないという点で、「生産農業所得統計」における「農業総産出額」とは推計対象が異なる。

農業総生産：「農業生産額－中間投入(生産に要した財・サービスの費用)」であり、付加価値額に相当する。

農業純生産：「農業総生産－(固定資本減耗＋間接税－経常補助金)」であり、概念上、「雇用者所得」及び「営業余剰」の合計で、家族労働に係る農業所得もこれに含まれている。

【概念図】



(4) 農家世帯員の農業労働力関係

		仕事への従事状況				世帯員	
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事両方に従事	その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった		
		自営農業が主	その他の仕事为主				
普段の主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 基幹的農業従事者 (1) </div> <div style="margin-left: 100px;">(2)</div> <div style="margin-left: 100px;">(3)</div> <div style="margin-left: 100px;">農業従事者</div> <div style="margin-left: 100px;">農業就業人口</div> </div>				原則として住居と生計を共にする者	
	主に家事や育児						(1) 基幹的農業従事者 自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者 (2) 農業就業人口 自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者 (3) 農業従事者 15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者
	その他						

(5) 新規就農者関係(新規就農者調査の定義)

		就農の形態			新規就農者 次のいずれかに該当する者 (1) 新規自営農業就農者 農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」または「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者 (2) 新規雇用就農者 調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者 (3) 新規参入者 調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者 ○新規学卒就農者 自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者
		自営農業に従事	法人等に常雇いとして雇用	新たに農業経営を開始	
就農前の主な状態	学生	<p>新規学卒就農者</p> <p>新規自営農業就農者 (1)</p> <p>新規雇用就農者 (2)</p> <p>新規参入者 (3)</p>			
	他に雇われて勤務				
	家事・育児・その他				

(6) 農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき旧市区町村を区分したもの
区分	基準指標(下記のいずれかに該当するもの)
都市的地域	○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
2) DID(人口集中地区)とは、原則として人口密度が4千人/㎢以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5千人以上を有する地区をいう。
3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。
4) 農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」をあわせた地域を「中山間地域」という。
5) 旧市区町村とは、昭和25(1950)年2月1日時点での市区町村をいう。

(7) 地域振興立法の指定地域

用語	定義
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による「特定農山村地域」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勾配20分の1以上の田面積が全田面積の50%以上、ただし、全田面積が全耕地面積の33%以上 ○ 勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、ただし、全畑面積が全耕地面積の33%以上 ○ 林野率が75%以上 (上記のいずれかに該当) <ul style="list-style-type: none"> ○ 総土地面積に対する農林地割合が81%以上または15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上 等
山村振興法による「振興山村」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率が75%以上(1960年林業センサス) ○ 人口密度が1.16人/町歩未満(1960年林業センサス) 等
過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」	次の1から3のいずれかに該当 1 (1) かつ (2) に該当 (1) 人口要件：以下のいずれかに該当 1) 昭和35(1960)年から平成7(1995)年の人口減少率が30%以上 2) 昭和35(1960)年から平成7(1995)年の人口減少率が25%以上、平成7(1995)年の高齢者比率(65歳以上)が24%以上 3) 昭和35(1960)年から平成7(1995)年の人口減少率が25%以上、平成7(1995)年の若年者比率(15歳以上30歳未満)が15%以下 4) 昭和45(1970)年から平成7(1995)年の人口減少率が19%以上 ただし、1)、2)、3)の場合、昭和45(1970)年から平成7(1995)年の25年間で10%以上人口が増加している団体は除く (2) 財政力要件：平成8(1996)年度から平成10(1998)年度の3か年平均の財政力指数が0.42以下かつ公営競技収益が13億円以下 2 (1) かつ (2) に該当 (1) 人口要件：以下のいずれかに該当 1) 昭和35(1960)年から平成17(2005)年の人口減少率が33%以上 2) 昭和35(1960)年から平成17(2005)年の人口減少率が28%以上、平成17(2005)年の高齢者比率(65歳以上)が29%以上 3) 昭和35(1960)年から平成17(2005)年の人口減少率が28%以上、平成17(2005)年の若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下 4) 昭和55(1980)年から平成17(2005)年の人口減少率が17%以上 ただし、1)、2)、3)の場合、昭和55(1980)年から平成17(2005)年の25年間で10%以上人口が増加している団体は除く (2) 財政力要件：平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の3か年平均の財政力指数が0.56以下かつ公営競技収益が20億円以下 3 (1) かつ (2) に該当 (1) 人口要件：以下のいずれかに該当 1) 昭和40(1965)年から平成22(2010)年の人口減少率が33%以上 2) 昭和40(1965)年から平成22(2010)年の人口減少率が28%以上、平成22(2010)年の高齢者比率(65歳以上)が32%以上 3) 昭和40(1965)年から平成22(2010)年の人口減少率が28%以上、平成22(2010)年の若年者比率(15歳以上30歳未満)が12%以下 4) 昭和60(1985)年から平成22(2010)年の人口減少率が19%以上 ただし、1)、2)、3)の場合、昭和60(1985)年から平成22(2010)年の25年間で10%以上人口が増加している団体は除く (2) 財政力要件：平成22(2010)年度から平成24(2012)年度の3か年平均の財政力指数が0.49以下かつ公営競技収益が40億円以下

半島振興法による「半島振興対策実施地域」	○ 三方が海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある地域であって、2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域
離島振興法による「離島振興対策実施地域」	○ 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上等が必要と認められる離島の地域

(8) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名	全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	中国 山陰 山陽	鳥取、島根 岡山、広島、山口
北陸	新潟、富山、石川、福井	四国	徳島、香川、愛媛、高知
関東・東山 北関東 南関東 東山	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京、神奈川 山梨、長野	九州 北九州 南九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分 宮崎、鹿児島
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	沖縄	沖縄

(9) 食料自給率関係

用語	解説
食料自給率	<p>国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賅っているかを示す指標</p> <p>○品目別自給率：以下算定式により、各品目における自給率を重量ベースで算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>食料自給率の算定式</p> $\text{品目別自給率} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内消費仕向量}} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} \pm \text{在庫増減}}$ </div> <p>○総合食料自給率：食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量ベース、生産額ベースの2とおりの方法で算出。畜産物については、国産であっても輸入した飼料を使って生産された分は、国産には算入していない。</p> <p>○供給熱量ベースの総合食料自給率：「日本食品標準成分表2010」に基づき、重量を供給熱量（カロリー）に換算した上で、各品目を足し上げて算出。これは、1人・1日当たり国産供給熱量を1人・1日当たり供給熱量で除したものに相当。</p> <p>○生産額ベースの総合食料自給率：農作物価統計の農家庭先価格等に基づき、重量を金額に換算した上で、各品目を足し上げて算出。これは、食料の国内生産額を食料の国内消費仕向額で除したものに相当。</p> <p>○飼料自給率：畜産物に仕向けられる飼料のうち、国内でどの程度賅われているかを示す指標。日本標準飼料成分表等に基づき、TDN（可消化養分総量）に換算した上で、各飼料を足し上げて算出。</p>

2. 五十音順・アルファベット順

あ	
一般的衛生管理	HACCP導入の前提となる、施設・設備や機械・器具の衛生管理、食品の一般的取扱い、作業員の衛生管理等、作業環境を衛生的に確保するための管理事項。
遺伝資源	植物・動物・微生物等あらゆる生物に由来する素材であって、現実の、または潜在的な価値を有するもの。例えば、農業では品種改良の素材として活用される作物(最新の品種のみならず、古い品種や有用性がはっきりしないが潜在的に利用可能と思われるものも含む)。
温室効果ガス	地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。京都議定書では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄ 、水田や廃棄物最終処分場等から発生)、一酸化二窒素(N ₂ O、一部の化学製品原料製造の過程や家畜排せつ物等から発生)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs、空調機器の冷媒等に使用)、パーフルオロカーボン類(PFCs、半導体の製造工程等で使用)、六ふっ化硫黄(SF ₆ 、半導体の製造工程等で使用)、三ふっ化窒素(NF ₃ 、半導体の製造工程等で使用。第二約束期間から追加)を温室効果ガスとして削減の対象としている。
か	
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。家族農業経営においても、効率的・安定的な経営を目指すためには、経営に携わる構成員の役割、就業条件等の明確化を図っていくことが重要である。この協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金制度等の助成対象となるほか、認定農業者制度の共同申請の活用等が可能となる。
供給熱量(摂取熱量)	食料における供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量とは国民に実際に摂取された総熱量をいう。一般には、前者は農林水産省「食料需給表」、後者は厚生労働省「国民健康・栄養調査」の数値が用いられる。両者の算出方法は全く異なることに留意する必要があるが、供給熱量は流通段階も含めて廃棄された食品や食べ残された食品も含まれているため、これと摂取熱量との差は、食品産業において加工工程でやむを得ず発生する食品残さを含めた廃棄分や家庭での食べ残し等のおおよその目安とされる。
京都議定書	平成9(1997)年に京都市で開かれた「気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」で採択された国際約束をいい、気候変動枠組条約附属書Iに掲げられる先進国に対するCO ₂ 等の温室効果ガスの具体的な削減数値等が決められている。第一約束期間(平成20(2008)～24(2012)年)の先進国全体の温室効果ガスの平均年間排出量が、基準年の平成2(1990)年に比べ5%以上の削減になるよう、各国の数値目標が決められており、我が国は6%の削減義務を負っている。なお、第二約束期間(平成25(2013)～32(2020)年)には参加していない。
ゲノム	生物がもつ遺伝情報の全体を指す。遺伝情報はDNA上にアデニン(A)、チミン(T)、グアニン(G)、シトシン(C)の4種類の塩基の配列として書き込まれており、その配列の解読が進むことで新品種開発の効率化等が期待される。

耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。
耕畜連携	米や野菜等を生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕種農家が飼料作物を生産し、畜産農家に供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携した取組。
口蹄疫	口蹄疫ウイルスにより、牛・豚等の偶蹄類が感染する病気。発症すると、口や蹄に水疱（水ぶくれ）等の症状を示し、産業動物としての生産性を低下させる。致死率は成畜で数%であるが、幼畜では50%を超えることがある。感染力・伝播力が強く、有効な治療法がないこと等から、家畜の感染症に関する国際機関である国際獣疫事務局（OIE）では、最も警戒する伝染病の一つとされている。なお、感染畜の肉等が市場に出回ることはないが、感染畜の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はない。
荒廃農地	現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、家きんに高致死性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。家きんがこのウイルスに感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡する。なお、我が国ではこれまで鶏卵、鶏肉を食べることにより人が感染した例は報告されていない。
コールドチェーン	生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系をいう。
国内総生産（GDP）	GDP は、Gross Domestic Product の略。国内において一定期間（通常1年間）に生産された財貨・サービスの付加価値額の総計をいう。国内の経済活動の水準を表す指標となる。
さ	
作況指数	作柄の良否を表す指標で、その年の10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり（予想）収量の比率で表す。10 a 当たり平年収量は、作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮し、実収量のすう勢を基に作成したその年に予想される10 a 当たり収量をいう。
シーベルト	放射線による人体への影響（人体が受けた放射線の量）を表す単位。なお、1ミリシーベルトは1シーベルトの1/1000のこと（1シーベルト＝1,000ミリシーベルト）。
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。(1) 転作田の団地化、(2) 共同購入した機械の共同利用、(3) 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
食の外部化	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食」 ^{なかしょく} の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こういった動向を総称して「食の外部化」という。→「中食」を参照

た	
地産地消	地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組のこと。
直播栽培(水稻)	稲の種籾を直接田に播種する栽培方法で、慣行栽培(移植栽培)で必要な育苗や移植の作業を省略できる。播種の仕方等により様々な方法があるが、大別すると、耕起・代かき後の水を張った水田に播種する湛水直播栽培と、水を張っていない状態の田に播種する乾田直播栽培がある。
土壌診断	土壌の状態(りん酸や加里等の肥料成分、pH、水はけ等)を調べ、その結果に基づいて、肥料の種類や施用量等、具体的な対策を処方するもの。作物の品質や収量を上げるための基礎的な取組の一つである。
トレーサビリティ	食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。食品の生産から消費にわたり、各自取り扱う商品(食品)の移動に関する記録を作成・保存することにより、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立つ。
な	
中食	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理加熱することなく)食べる。これら食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。
認定農業者(制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。
農業集落	市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理、農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭、その他生活面に及ぶ密接な結び付きの下、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファーム Pond 等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
農業生産工程管理(GAP)	GAPは、Good Agricultural Practice の略称。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

農業生産法人	「農地法」に基づき農地等の所有権を取得することができる法人で、(1) 法人形態要件(株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること)、(2) 事業要件(主たる事業が農業であること)、(3) 構成員要件(原則として総議決権の4分の3以上が農業関係者であること等)、(4) 役員要件(役員の過半が農業の常時従事者であること等)の全てを満たす法人。
農業総産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。
農事組合法人	「農業協同組合法」に基づき3人以上の農民が発起人となって設立される、組合員の農業生産の協業を図りその共同の利益の増進を目的とする法人。 農事組合法人には、機械・施設等の共同利用施設の設置または農作業の共同化を行う法人と、法人自体が耕作等農業経営を行う法人、これらを両方とも行う法人がある。
農地の利用集積	農地を利用するため「所有」、「借入」、「農作業受託」により集積することをいう。
は	
バイオマス	動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水とCO ₂ から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
バリューチェーン	生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセスのこと。
ベクレル	放射性物質が放射線を出す能力(放射能)を表す単位。 ある放射性物質の原子核が、1秒間に1個崩壊して放射線を出すときに、その放射性物質の放射能は1ベクレルである。
や	
遊休農地	農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(第1号)」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(第2号)」。
ら	
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

アルファベット	
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations)。昭和42 (1967) 年、東南アジアにおける経済成長や社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、その他諸問題に関する協力を目的として、タイのバンコクにおいて設立された。設立当初は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国が加盟、その後、ブルネイ (昭和59 (1984) 年加盟)、ベトナム (平成7 (1995) 年加盟)、ラオス、ミャンマー (平成9 (1997) 年加盟)、カンボジア (平成11 (1999) 年加盟) が加わり、10か国となっている。また、平成9 (1997) 年のアジア通貨危機を契機に、我が国、中国、韓国の3か国が加わり、東アジアで地域協力をする「ASEAN+3」の枠組みも進められている。
BSE (牛海綿状脳症)	BSE は、Bovine Spongiform Encephalopathy の略。異常プリオンたんぱく質 (細胞たんぱく質の一種が異常化したもの) に汚染された肉骨粉等の飼料 (BSE 感染牛の脳等を含む肉骨粉等) の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。平均で5年、ほとんどの場合は4年から6年と推測される潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。
EPA (経済連携協定) / FTA (自由貿易協定)	EPA は、Economic Partnership Agreement、FTA は、Free Trade Agreementの略。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTA という。FTA の内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPA という。「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) 等においては、最恵国待遇の例外として、一定の要件 ((1) 「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、(2) 廃止は、妥当な期間内 (原則10年以内) に行うこと、(3) 域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等) の下、特定の国々の間でのみ貿易の自由化を行うことも認められている (「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT) 第24条他)。
GLOBALG.A.P.	一定の条件 (食品安全、労働安全、環境安全) を遵守した生産方法で生産された農産物のみを輸入することにより、小売業者としてのリスクを低減することを目的とし、民間団体である欧州小売業組合 (EUREP) が平成12 (2000) 年にEUREPG.A.P.を設立。その後、平成19 (2007) 年にGLOBALG.A.P.に改称。
HACCP (危害分析・重要管理点)	HACCP は、Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測 (危害分析: Hazard Analysis) した上で、危害の防止につながる特に重要な工程 (重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程) を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。
NPO 法人 (特定非営利活動法人) / NPO (非営利団体)	NPO は、Non Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等) で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを特定非営利活動法人といい、銀行口座の開設や事務所の賃借等を団体の名で行うことができる。

WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)	実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させ、飼料(ホールクロップ・サイレージ(WCS))として家畜に給与する目的で栽培する稲。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。
WTO(世界貿易機関)	WTOはWorld Trade Organizationの略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)の枠組みを発展させるものとして、平成7(1995)年1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

3. 農業・森林・水産業の多面的機能

(1) 農業

雨水の保水・貯留による洪水防止機能	畦畔に囲まれている水田や水を吸収しやすい畑の土壌における雨水を一時的に貯留する機能
土砂崩壊防止機能	棚田において、農業の生産活動を通じて斜面の崩壊や地すべりを未然に防ぐ機能
土壌侵食防止機能	水田や畑の適切な維持管理による土壌侵食を防止する機能
水源涵養機能 ^{かん}	水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水を涵養する機能
水質浄化機能	水田や畑の水中や土中の微生物が水中の有機物を分解し、作物が窒素を吸収するほか、微生物の働きにより窒素分を取り除き、水質を浄化する機能
有機性廃棄物処理機能	水田や畑の土の中で、バクテリア等の微生物が家畜排せつ物や生ごみ等から作った堆肥をさらに分解し、再び農作物が養分として吸収する機能
気候緩和機能	農地で栽培される作物の蒸発散によって熱を吸収し気温を下げることや水田の水面からの蒸発により気温が低下する機能
生物多様性保全機能	水田・畑等が適切かつ持続的に管理されることによって、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系をもつ二次的な自然が形成・維持され、生物の多様性が確保される機能
文化の伝承機能	日本の年中行事や祭事の多くは、豊作を祈る祭事等に由来しており、このような行事や地域独自の祭り等の文化を、農業活動を通じて伝承する機能
良好な景観の形成機能	農業の営みを通じ、農地と農家の家屋、その周辺の水辺や里山等が一体となった良好な農村の景観を形成する機能

(2) 森林

生物多様性保全機能	多くの野生動植物が生息・生育するなど、遺伝子や生物種、生態系の多様性を保全する機能
地球環境保全機能	温暖化の原因であるCO ₂ の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節する機能
土砂災害防止機能／土壌保全機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張りめぐらすことによって土砂の崩壊を防止する機能
水源涵養機能 ^{かん}	森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能

快適環境形成機能	蒸発散作用等による気候緩和や、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃(じんあい)の吸着やヒートアイランド現象の緩和等により、快適な環境を形成する機能
保健・レクリエーション機能	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果や、行楽やスポーツの場を提供する機能
文化機能	森林景観が、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きくかかわるとともに、森林環境教育や体験学習の場を提供する機能
物質生産機能	木材のほか、各種の抽出成分、きのこ等を生産する機能

(3) 水産業

漁獲によるチッソ・リン循環の補完機能	適度な漁獲によって、食物連鎖によって海の生物に取り込まれたチッソ、リンを陸上へと回収し、チッソ・リンの循環を補完する機能
海域環境の保全機能	カキやアサリ等の二枚貝類が、海水をろ過し、プランクトンや有機懸濁物を餌とすることで海水を浄化するなど、海域環境を保全する機能
水質浄化機能	干潟、藻場及びそこに生育・生息する動植物が、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水を浄化する機能
生態系保全機能	適切な水産業の営みにより多くの水生生物に生息・生育の場を提供する干潟や藻場等の生態系が保全される機能
伝統漁法等の伝統的文化を継承する機能	漁村の人々の営みを通じて、伝統漁法等の伝統的文化を継承する機能
海難救助機能	沈没・転覆・座礁・漂流・衝突・火災等船が航海中に起こる海難事故の発生時に、漁業者が行う救助活動
災害救援機能	震災やタンカー事故等災害時の、漁業者が行う物資輸送や流出油の回収等の救援機能
海域環境モニタリング機能	赤潮・青潮やクラゲの大量発生等の漁業者による早期発見等、海域環境の異変の監視機能
国境監視機能	貴重な水産資源の密漁監視活動を通じて、密輸や密入国の防止等国益を守る機能
交流等の場を提供する機能	海洋性レクリエーション等のリフレッシュの場、自然の大切さを学べる交流の場を提供する機能